

徳島県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
232	平島国府	名西郡石井町石井字重松七二 一番一地从先から 同 七二 三番一地从先まで	三二・二	令和五年九月十五日